

！マイクロチップによる 個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等の所有明示を行うべき旨が定められています。また、国は販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向け、研究開発の推進や、その成果の普及、装着に関する啓発などの施策を講じることとされています。

また、「動物愛護管理法」や「外来生物法」によって指定された危険な動物(特定動物)や生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を与える(又はそのおそれのある)外来生物(特定外来生物)を飼う場合には、マイクロチップなどによる個体識別措置が義務づけられています。

犬や猫を海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが装着されていないと持ち込みができない国があります。



マイクロチップについてのお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会(AIPO事務局)
TEL 03-3475-1695 FAX 03-3475-1697
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

※AIPOとは、Animal ID Promotion Organization(動物ID普及推進会議)の略称で、マイクロチップによる犬や猫などの動物個体識別の普及推進を行っている組織です。

— AIPOの構成団体 —

全国動物愛護推進協議会

[(公財)日本動物愛護協会・(公社)日本動物福祉協会・(公社)日本愛玩動物協会]

(公社)日本獣医師会



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

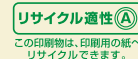
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

監修：公益社団法人日本獣医師会

発行：平成24年12月

第2版：平成26年12月



〇お問い合わせ・ご相談はお近くの都道府県、指定都市、中核市の担当窓口へ



絆

ペットとあなたを結ぶ

マイクロチップ

は

です。

